

読み原稿の活用方法

岐阜聖徳学園大学石原一彦

この読み原稿は、岐阜県の情報モラル研修会用で使っていただくメモになります。プレゼンを使って研修会を進行する際に、スライドショーの「発表者ツールを使用する」にチェックを入れると、発表者の画面にこのメモが表示されます。スライドに合わせて読んでいただくように作られています。しかし、この読み原稿は、このまま正確にお読みいただくものではなく、発表者様のお考えや思いも含めて、書かれた内容の趣旨を参加者の皆さんに伝えていただくためのものです。したがって、正確に読む必要はありません。「読むのではなく、伝えること」が大切です。（読むだけならテープレコーダーでもできるからです。）

どうかこの読み原稿を活用して、研修会がより良いものになりますように心より願っています。

研修会表紙／子どもを見守る大人のための情報モラル研修

みなさん、こんにちは。研修会の講師をさせていただきます〇〇小学校PTA研修委員の〇〇です。本日は皆さんと一緒に情報モラルやスマホの安全な使い方について学びたいと考えています。どうぞよろしくお願いたします。

はじめに／情報モラル教材制作の目的①

さて、青少年のスマートフォン等の所持率が高まっている中、インターネットの使い方が問題となつていいます。高校生の約4割が1日3時間以上スマートフォンを使い、約1割がインターネットで被害に遭ったり、いやな思いを経験したりしており、中学生ではネットいじめも増加しています。新しいソフトやゲームの流行、そして新型のスマホの発売など、インターネットの技術や環境は日々進化を続けています。また子どもたちはうわさ話やマスコミの情報に流されやすいので、危険なものを避け、安全にネットが使えるように、子どもたちの情報モラルの意識を高めていく必要があります。

はじめに／情報モラル教材制作の目的②

子どもたちの情報モラルを育てるために、学校でも情報モラルの教育・指導が行われていますが、それをさらに向上させ、安全な利用方法を身に付けさせるためには、家庭での教育や指導が欠かせません。保護者がインターネットやセキュリティーについて正しく理解して子どもたちにマナーやモラルを教えるとともに、家庭でのルールづくりが必要です。この研修では、必要な知識や技能を身に付け、家庭でのルール作りを目標に研修を進めていきたいと考えています。

情報モラルの必要性は十分理解され、PTAの研修会や家庭教育学級等で保護者の皆様が情報モラルを学ぶ機会が増えていますが、それだけでは十分ではありません。子どもの知識に保護者が追いついていない状況もあるため、保護者の皆様への啓発をさらに進めていく必要があります。

はじめに／情報モラル教材の指導の流れ

この教材は、PTAの役員や町内会役員など、地域において子どもたちの見守り活動を中心的に担っておられる方が、情報モラルに関して知っておくべき知識や家庭ですべきことを学んでいただき、各地域における保護

者の皆様への普及啓発活動に活用していただくために作成したものです。

はじめに／研修の内容

研修の内容は大きく4つに分かれています。まず統計のデータから、子どもの実態を理解していただきます。次に身近に起きるネットトラブルを13事例にまとめて解説いたします。そしてトラブル発生時の対処法を紹介いたします。最後にワークショップで、各家庭のルール作りを体験していただきます。それでは、最初に「統計データから見た子どもの実態」について見ていきましょう。

第1章ー統計データから見た子どもたちの実態

この第1章では、子どもたちが今どのような状態に置かれているのかを知ることが大切だと考え、データをもとに、子どもたちの実態をみていきたいと思えます。まずは岐阜県のデータから見ていきましょう。

第1章ー1. 携帯電話やスマホの所持率（岐阜県）

最初のグラフは「携帯電話やスマートフォンの所持率」です。ご覧いただいていますように高校で急激に所持率が増えているのが分かります。これは高校まで何もしなくてもかまわないということではなく、高校入学までにインターネットの安全な使い方を身につけ、しっかりと準備をしなければならないということを示しています。

第1章ー2. スマートフォンの所持率（岐阜県）

学年が上がるにつれスマートフォンの所持率が増えていくのが分かります。また小学校では下の学年の方が所持率が高く、中学までは男子の方が高いこともわかります。このことからスマホの所持率が年々増加していることが見て取れ、近いうちにほとんどの子どもたちがスマホを使うようになると考えられます。

第1章ー3. 通信型ゲーム機や携帯音楽プレーヤーの所持率（岐阜県）

「通信型ゲーム機や携帯音楽プレーヤーの所持率」は小学校では男子の割合が多いことがわかります。学年が上がるにつれてその差は縮まっていきます。ただ中1をピークに学年が上がるにつれて所持率が低下傾向にあります。これは中高校生ではスマホがゲーム機に取って替わったのではないかと考えられるからです。

第1章ー4. 携帯電話の利用時間（岐阜県）

学年が上がるにつれて男女とも利用時間が増加しています。また、小学生でも3時間以上使用する児童が1割を超えていることも分かります。このことから家庭でのルールや見守りが十分ではないと考えられます。

第1章ー5. 通信型ゲーム機の利用時間（岐阜県）

「通信型ゲーム機の利用時間」は携帯電話と異なり、学年が上がっても携帯電話のように利用時間が増加する割合は少ないです。また全般的に男子の使用時間が多いことも分かります。

第1章ー6. ネットの利用目的（全国）

このグラフは全国のデータで、親と子どものネット利用の目的を比較しています。まず親子とも共通してラインの利用が多いことが分かります。また全般的な傾向として、子どもは音楽や動画の視聴など趣味や娯楽の利用が多く、親は生活に役立つニュースやショッピングなどの利用が多いことが分かります。SNSといったコミュニティ型のネットサービス、例えばフェイスブック、ツイッター、ライン、インスタグラムなどについては、親がフェイスブックを活用しているのに対して、子どもはツイッターの利用が多いことが分かります。

第1章－7. ネットで嫌な思いをした（岐阜県）

このグラフはネットで嫌な思いをしたことがあるかどうか示しています。学年が上がるにつれて嫌な思いをした経験がある子どもの割合は増えていますが、気をつけたいのは小学生でも嫌な思いをしている子どもがいるということです。このことから小学校の段階から情報モラルの指導が必要だということがわかります。

第1章－8. ネットいじめを受けた（岐阜県）

このグラフは実際にネットいじめを受けたことがあるかどうか示しています。学年が上がるにつれて増加傾向にあります。中でも高校生の女子の割合が増えてきています。また、「嫌な思い」と同じように小学生でもネットいじめを受けているケースがあることに注意しなければなりません。

第1章－9. サイバー犯罪の相談件数（全国）

これはサイバー犯罪の全国の相談件数です。「サイバー犯罪」とはコンピュータやネットワークを用いた犯罪のことで、このグラフからサイバー犯罪の相談件数が増えていることが分かりますが、なかでも「詐欺・悪質商法」や「迷惑メール」などの割合が増加しています。見知らぬ人が連絡してきても安易に信用しないように日ごろから気をつける必要があります。

第1章－10. サイバー犯罪の検挙件数（全国）

サイバー犯罪の検挙件数も増加傾向にあります。濃い緑色の「不正アクセス禁止法」は勝手に他人のIDとパスワードでコンピュータやネットワークにログインすることです。オレンジ色の「コンピュータ・電磁的記録対象犯罪」等は勝手にデータやホームページを書き換えることです。サイバー犯罪の中で一番多いのは、黄緑色の「ネットワーク利用犯罪」で、ネット詐欺やわいせつな動画・画像の公開、出会い系サイトを利用した売春行為、著作権法違反など、様々な犯罪行為にネットワークを利用することをいいます。コンピュータやインターネットの普及によって様々な犯罪行為にネットワークが利用されるケースが増えてきています。このようなサイバー犯罪に子どもたちが巻き込まれないように、家庭での見守りやルール作りが大切です。

第2章－表紙／身近に起きるネットトラブル

この第2章では、子どもたちの身近に起きるネットトラブルについての事例をみていきたいと思います。

第2章－1. 「悪口や嘘の書き込み」

テストで100点を取った子が「カンニングをした」という嘘をSNSに書き込んだ事例です。悪口や嘘の書き込みをして、それがいじめや言葉の暴力にまでエスカレートしてしまう場合があります。さらにネットを使うことで、多くの人に広まったり、削除できなくなったりします。また、悪口や嘘を書いた子の記録が残ってしまいます。

第2章－2. 「グルチャはずし」

ラインなどのSNSには、グループチャット略してグルチャとって、グループを作ってその中でメッセージを共有する機能があります。これはそのグルチャから一人を締めだして新しくグループを作って仲間はずれにする事例です。このように特定の人物だけを入れずに新しいグループを作ることで、その人には一切連絡が来なくなるいじめのケースもあります。

第2章－3. 「ネットいじめ」

いじめは何でも無いことをきっかけに起こることがありますが、いじめの道具にネットが使われることを「ネットいじめ」といいます。「ネットいじめ」では、いじめの行為にネットが加わることで家に帰っても続き、さらに被害が深刻になったり、広まったりします。また、「ネットいじめ」では掲示板の書き込みを読む不特定の傍観者がいたり、関係ない人までいじめに加わったりします。また、いじめる側の人には、キーボードを使うだけなのでいじている実感が伴わずに、文字による暴力が一層激しくなる場合もあります。

第2章－4. 「個人情報」

個人情報を収集して悪用する詐欺まがいな行為がネット上ではよく起こります。この事例では景品をおとりにして個人情報を送信させています。「おめでとうございます」と何かの懸賞に当選したように見せかけて名前や連絡先などを書かせ、個人情報を盗まれるケースが増えています。盗まれた個人情報は不正請求や振り込め詐欺などに悪用されるケースも少なくありません。

第2章－5. 「個人情報の流出」

大切な個人情報が知らないうちに盗まれることがあります。パスワードが設定されていない不審な無線のアクセスポイントに勝手に接続すると、知らないうちに個人情報が盗まれることがあります。IDとパスワードの保護も大切です。他人の目に触れないように気をつけないと、他の人が自分になりすまして悪いことをしたり、個人情報を盗み見されたりするかも知れません。また、一つのパスワードを使い回すことも危険です。何気なく撮影した写真をネットに公開するにも注意が必要です。ジオタグという撮影場所の地図データが知らないうちに写真に埋め込まれ、特殊なソフトを使って撮影場所が特定されることがあるからです。また写真から分る情報で本人が特定されてしまうことがあります。

第2章－6. 「無断公開」

スマホやケータイにはカメラ機能が付いているので、誰でも簡単に撮影して画像をネットに投稿することができます。この事例でもエラーの場面を撮影した子が無断でその写真をネットに公開してしまいました。しかし、人の顔や姿には「肖像権」があり、勝手に公開してはいけないルールになっています。投稿するには必ず許可が必要ですが、特に未成年の場合は本人だけでなく保護者の許可も必要です。

第2章－7. 「悪ふざけの自慢を投稿」

この事例では自分たちのピンポンダッシュの悪ふざけをネットに投稿しています。おもしろい写真や人を驚かさず写真を撮影しようとするあまり、エスカレートしてモラルに反する行為や法律に触れる行為を撮影し、それをそのままネットに公開したことで、社会から激しくバッシングされ、一生の傷として残り続けるケースも少なくありません。悪のりや軽い気持によるルール違反は慎み、さらにそれらをネットに出すことの危険性を十分理解しなければなりません。

第2章－8. 「違法ダウンロード」

著作権法では、著作物を違法に公開した者だけでなく、それを利用した者にも罰則が科せられます。音楽や動画など、時間と手間とアイデアをかけて作られた作品は著作権で保護され、勝手にコピーしたりネットに公開したりしてはいけないルールとなっています。また、違法にコピーされたものと知りながら、それを利用しようとダウンロードするのも法律に反し、罰則が与えられるケースがあります。著作権は人の創造力を大切に、私たちがより良い生活を築く上での大切な社会のルールです。

第2章－9. 「使いすぎ」

第1章の統計データにもありましたが、学年が上がるにつれてスマホやケータイを一日3時間以上利用する子どもたちが増えています。依存とは使わないでいることができなくなり、生活に支障が出る状態のことを指します。ゲーム依存やネット依存になる前に、家庭で利用時間についてのルールを作り、利用時間をコントロールすることが必要です。

第2章－10. 「ゲーム課金」

ゲームの遊び方が、以前は専用のゲーム機を使っていましたが、スマホにゲームアプリをインストールして使うネットゲームに替わってきました。無料のゲームだからといってすべてが無料という訳ではありません。最初は無料でも、ゲームを進めていくうちにアイテムを買ったり、通信料金として支払ったりして知らぬ間に高額な利用料を課せられるケースがあります。課金についても、家庭でよく話し合い、ルールを作ることが大切です。

第2章－11. 「ながらスマホ」

歩きながらスマホをのぞき込んだり、触ったりするのは大変危険です。中には自動車や自転車を運転しながらスマホを操作して検挙されるケースも増えています。道路を歩いたり、駅のプラットフォームや階段を移動したりするときはスマホをしまって、使っている場所や安全な場所で利用するように気をつける必要があります。

第2章－12. 「位置情報ゲームの危険性」

「ポケモンGO」などの位置情報ゲームは、歩きながらや自転車に乗りながらなど「ながらスマホ」をしてしまいがちです。このように「ながらスマホ」でゲームをすると交通事故や転落事故の危険があります。また、ゲームをしながら知らない場所に迷い込んだり、深夜に不審者と出会ったりする危険性もあります。また、神社や教会など静かに祈りを捧げている場所や入場が禁止されている場所にスマホを操作しながら入り込むのは社会のルールに違反します。位置情報ゲームをするときには、ながらスマホはせず入ってよい場所かどうかよく考えましょう。

第2章－13. 「有害・危険サイトへのアクセス」

ネットの情報を安易に信用してはいけません。SNSなどのコミュニティーサイトに書かれている情報が本当かどうかしっかり確かめないと危険な場合があります。また、いかがわしいサイトを見ているうちに、不正請求のページが突然現れたり、個人情報が出たりすることがあります。このようなときには慌てずに、まず信頼できる大人の人に相談します。またこのようなことにならないために、日頃からスマホにフィルタリングの設定をすすとともに、いかがわしいサイトには近づかないようにしましょう。

第3章－表紙. ネットトラブルの対処法

では、第3章に移ります。この第3章では実際にネットでトラブルが発生した場合に、どのように対処すればいいのか、具体的な対処法について考えてみましょう。

第3章－1. ネットトラブルに遭遇したら①

ネットのトラブルに遭遇したら3つのステップで解決します。まず、ステップ1として、状況を確認、把握することです。例えば、「いつ頃発生したのか」「どこで起こったのか、例えば学校、塾、友達の家、街の中等」「どのようなことがあったのか」「だれが関係しているのか」「きっかけや原因は何か」など、その時点でわかっていることや、今後調べなければならないことを把握することです。

第3章－2. ネットトラブルに遭遇したら②

次に、ステップ2として記録を残すことです。ネット上の情報であれば、サイト名やホームページアドレス、またメールやSNSのメッセージなどでは書き込みの内容、画像データ等を記録します。データの保存や印刷ができなければ、デジカメ等で撮影してもかまいません。また友だちの証言や紙に書かれたアナログ情報なども大切ですので記録しましょう。ここでのポイントはなるべく細かく、正確に記録することです。

第3章－3. ネットトラブルに遭遇したら③

そしてステップ3として、コミュニケーションです。子どもたちの場合、一人で抱え込まないで、まず信頼できる大人の人に相談することが大事です。子どもの相談を受けて、トラブルの内容や種類に応じて、サイト運営者や管理者、警察や国、地方自治体の専門窓口などに連絡し、具体的な対処法を相談します。これらのステップを踏むにあたり、普段から子どもの態度や行動の変化を観察し、子どもの様子が少しでも変と感じたら親の方から声かけすることも早期対応として大切です。

第3章－4. 相談窓口①

人権侵害やいじめへの対応は保護者が自力で解決するには限界があります。そのようなときには一人で悩まずに学校や地域の関係者に相談するとよいでしょう。またスライドにあるような国や県の相談窓口へも相談されるとよいでしょう。相談窓口の情報はインターネットにもありますので、詳しくはネットで検索してみてください。

第3章－5. 相談窓口②

経済被害の場合は、より正確で厳密な証拠が求められる場合があるので、まずはスライドにあるような消費者庁や県の相談窓口へも相談されるとよいでしょう。

第3章－6. 相談窓口③

犯罪や防犯に関するトラブルに遭遇した場合は、悩まずに一刻も早く学校や地域の関係者に相談するとともに、スライドにあるような警察の防犯窓口にも相談されるとよいでしょう。

第3章－7. 相談窓口④

それ以外の問題に遭遇した場合は、スライドにあるような総務省の相談窓口へも相談されるとよいでしょう。ネットには多くの相談窓口があり、また、事例研究も数多く掲載されているので、正しい対処法をネットで教えてもらえる場合も少なくありません。ネットを敵視するのではなく、有効に活用しましょう。

第3章－8. フィルタリング1

子どもたちがネットトラブルに巻き込まれないようにするためには、インターネット上の不適切な情報に触れさせないようにすることが大切です。そのためには、フィルタリングやペアレンタルコントロールを利用することが予防対策となります。これらの機能の重要性や内容をよく理解し、適切に設定しましょう。では、まずフィルタリングについて知しましょう。フィルタリングとは、インターネットの情報に網をかけ、子どもに見せたくないアダルト・出会い系・暴力・自殺・薬物・違法サイト等の有害情報が掲載されているサイトの閲覧をシャットアウトする機能のことです。

第3章－9. フィルタリング2

フィルタリングがなぜ必要なのでしょう。インターネットは便利な反面、有害な情報もあります。これらの

情報に子どもが無防備なまま接すると、子どもたちの成長に悪影響を与えたり、高額な利用料を請求されたり、犯罪に巻き込まれたりすることがあるからです。それらから子どもを守るためフィルタリングが必要です。

フィルタリングの有効活用を進めるため、青少年インターネット環境整備法や岐阜県青少年健全育成条例で、子どもが利用する携帯電話には販売店や保護者がフィルタリングの設定を徹底するよう義務付けられています。

第3章－10．フィルタリング3設定概要（スマートフォンの例）

では実際にフィルタリングを設定するにはどうすればいいのでしょうか。フィルタリングには、携帯電話回線へのフィルタリング、無線LANへのフィルタリング、そして、アプリケーションへのフィルタリングがあります。スマートフォンを例にすると、スマホは携帯電話回線だけでなく、公共施設や街中の公衆無線LAN、Wi-Fiなどでもつながるため、その利用方法やアプリケーションに応じたフィルタリングを設定しなければなりません。

第3章－11．フィルタリング4

それでは、各携帯電話会社が提供している「あんしんフィルター」を紹介します。これは、無線LANやアプリケーションなどに対応しており、携帯電話各社から無料で提供されているものです。「あんしんフィルター」を利用することで先程の3種類のフィルタリングをかけたことになります。ただしiphoneの場合は、加えて端末で制限をかける必要があります。

第3章－12．フィルタリングレベルの選択

「あんしんフィルター」では、「小学生」、「中学生」、「高校生」、「高校生プラス」という4段階の設定が可能です。子どもたちに使わせるアプリの選択はとても大事です。保護者は、閲覧するサイトやアプリの許可、追加、オン、オフの切り替えを管理して、子どもの年齢や使い方、判断力に応じた適切な設定をしましょう。子どもの成長に合わせ、親子で話し合いをしながら必要な設定をすることが大切です。

第3章－13．ペアレンタルコントロール

次に、ペアレンタルコントロールについて説明します。ペアレンタルコントロールとは、子どものネット利用の内容や時間を、保護者が制限したり監視したりする年齢制限機能のことです。携帯だけでなく近頃の携帯ゲーム機はスマホと同じようにネットへのアクセスが可能で、閲覧だけでなく、写真の投稿や書き込むこともできるようになっています。実際、犯行予告を携帯ゲーム機から書き込んだ中学生が逮捕されています。このようなネットへのアクセスが可能なゲーム機の危険から子どもを守るために、ゲームにもペアレンタルコントロールが必要です。

第3章－14．家庭でのルール作りの大切さ

この研修では、統計データから子どもたちの実態を理解していただきました。また、身近なトラブル事例をケーススタディーで学んでいただきました。そして、トラブル発生時の対処法についても説明いたしました。子どもたちを見守るためには、それぞれのご家庭でルールを作ることがとても大切です。その際、まず「子どもが使う前にルールを作る」ことや、「家族みんなで話し合う」こと、「ルールを作って終わりではなく、ルールを作ってからしっかり運用する」ことの3つの点が重要であると考えています。

第3章－15．研修を受講された皆様をお願いしたいこと

今回の研修において、便利なスマートフォンに潜む様々な危険やトラブルの元について知っていただけたと思います。その危険やトラブルは、知っていれば回避できるものばかりです。しかし行政や学校で実施される講習に参加されないため、そういった危険を知らない家庭もたくさんあります。そこで、皆様は地域で開催されるPTA総会や子ども会、町内会などでたくさんの保護者の方々に今回の内容を話してください。それで無用なトラブルに巻き込まれなくなる家庭も多いはずです。この教材には、説明する時に文章もつけていますので、説明が苦手な方でも安心して説明できます。

第4章－表紙／ワークショップ

それではこれからワークショップを行います。ワークショップではみなさんが小グループに分かれて、話し合いを行い、発表していただきます。今回のワークショップではそれぞれのご家庭の状況や困っていることなどを交流し、続いて「我が家のルール」を作ってください。

第4章－1．ワークショップの進め方（アイスブレイク）

それでは、ワークショップの進め方を説明します。

まず、お集まりの皆さんで4人グループを作ってください。人数の都合によっては5人になってもかまいません。グループができましたら司会役を決めてください。司会役を中心に、緊張をほぐすためそれぞれのご家庭のお子さんの状況やケータイ・スマホの持たせ方、困っていることや不安に思っていることなどを話し合ってください。この話し合いの時間は〇時〇分までとします。

それでは、始めてください。

第4章－2．ワークショップの進め方（正しい使い方）

時間になりました。話し合いを終了します。・・・みなさん、話し合いは活発にできましたでしょうか。

それでは、グループの皆さんが仲良くなれましたので、次の活動を行います。

今度は4人グループの中で、お父さん、お母さん、子ども2人の役を決めてください。子どもは2人もしくは3人になります。すでにみなさんに配布してあるワークシート①を見ながら、「我が家のルール」を話し合っ
て作っていきます。まず「正しい使い方」について話し合います。話し合いで決まったルールは、ワークシート①の余白に書き込んでください。

第4章－3．ワークショップの進め方（安全な使い方）

「正しい使い方」がだいたいまとまったら続いて「安全な使い方」について話し合います。

ルールが決まりましたら、余白に書き込んでいってください。

第4章－4．ワークショップの進め方（ルールやマナー）

最後に「ルールやマナー」について話し合います。時間があるようでしたら、全体を見て足りないルールを補ってください。

このように3種類のテーマごとに話し合っ
て、「我が家のルール」を決めていただきます。話し合いの時間は全体で〇分程度を予定しています。今、〇時〇分ですので、〇時〇分まで「我が家のルール」を話し合ってください。完成させなくても結構です。話し合っ
て決めていくプロセスが大切です。そして最後に、「我が家のルール」を発表してもらいます。

それでは、話し合い活動を始めてください。

まず〇グループの方からお願いします。（時間が無ければ、一部のグループだけでも可。発表してもらった

「我が家のルール」について司会者が共感的なコメントをつける)

みなさん、それぞれ知恵を絞ってすばらしいルールを考えてくださいました。いずれも貴重なルールだと思います。

他の研修で出されたルールを1枚にまとめた「ワークシート②」をただいまからお配りします。今回のワークショップでお作りになった皆さまのルール作りの参考にいただければと考えています。

第4章－6. ワークショップ（ルール例①）

「正しい使い方」では、ネットワークの利用者としてよりよいネット社会を築くために心がけるべきことをまとめています。インターネットは誰もが情報を発信できるツールです。しかし気をつけないと差別や人権侵害の道具になってしまうかも知れません。情報を受け取る人の立場に立って相手を思いやる気持ちや、間違いやデマなどを発信せず自分の情報発信には責任を持つことが大切です。

第4章－7. ワークショップ（ルール例②）

「安全な使い方」では、危険を防止して、ネット上の情報をより安全で快適に子どもたちにさせるため、フィルタリングの設定やパスワードの管理、個人情報の保護などを子どもたちと一緒にルール作りすることがポイントになります。

また、日ごろから不審に思ったときにはすぐに信頼できる大人に相談する習慣作りも大切です。

第4章－8. ワークショップ（ルール例③）

「ルールやマナー」では、社会のルールやネットワークの利用者として最低限守るべきマナーを守ることが大切です。ネットワークは公共的な通信基盤です。個人の遊び道具ではありません。守るべきルールは法律で決められています。また、みんながより快適に使うための知恵や工夫が集められたマナーを守ることが大切です。

最後に－1家に帰ってさっそく始めましょう

この研修に参加された皆さんに、お願いがあります。

まず、ご家庭に帰られましたら、早速子どもたちがどのようにネットを使っているのか話し合しましょう。今まで困ったことやトラブルなどについても話し合えるといいですね。そして、今回の研修で学んだように「我が家のルール」を話し合って決めましょう。子どもにルールを書き出させて、家族みんなが見える場所に貼り出します。「我が家のルール」は子どもの成長や実態に応じて定期的に見直すことも大切です。ルール作りが子ども達の安全を見守ってくれると思います。

最後に－2本教材のデータやQA

本教材のデータやQAなどについてはホームページで確認して下さい。お問い合わせはネット安全、安心ぎふコンソーシアム事務局までお願いします。

最後のページ

以上で研修会を終わります。ありがとうございました。

それぞれのワークシート①と②をお持ち帰りください

アンケートのご協力をお願いします
